



ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

屋外を含め敷地内全体を全面禁煙の事業所は30%

厚生労働省が常用労働者を10人以上雇用する事業所を対象に実施した「令和2年労働安全衛生実態調査」結果（有効回答数8009事業所）によりますと、事業所における禁煙・分煙状況について、「屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙」にしている事業所の割合は30.0%（平成30年調査13.7%）となり、ここ2年間で16.3ポイント上昇しました。「屋内を全面禁煙として、屋外喫煙所を設置」している事業所は46.7%でした。

健康増進法における施設分類の種類別にみますと、第一種施設（学校・病院など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設）では、「屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙」にしている事業所が63.1%と最も多くなっており、第二種施設（第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設）では、「屋内を全面禁煙として、屋外喫煙所を設置」している事業所が49.2%と最も多くなっています。

屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所について、受動喫煙を防止するための取組みを進めている事業所の割合は54.1%で、このうち、取組内容（複数回答）をみますと、「受動喫煙を望まない者が加熱式たばこ喫煙専用室での業務や飲食を避けるよう配慮している」が27.2%、次いで「20歳以上の労働者に対する措置」のうち「業務用車両内での喫煙時における周知啓発」が27.0%となっています。

一方、個人調査（有効回答数8917人）によりますと、職場で受動喫煙がある労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」7.6%（平成30年調査9.3%）、「ときどきある」12.5%（同19.6%）を合わせて20.1%（同28.9%）と、2年間で職場での受動喫煙がある労働者の割合は8.8ポイント低下しました。このうち、職場の受動喫煙に関して、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」割合は39.2%となっています。

また、メンタルヘルスに関しては、過去1年間（令和元年11月1日から令和2年10月31日までの期間）にメンタルヘルス不調により連続1ヵ月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業所の割合は9.2%（平成30年調査10.3%）でした。一方、メンタルヘルス不調により連続1ヵ月以上休業した労働者の割合は0.4%（同0.4%）、退職した労働者の割合は0.1%（同0.2%）となっています。

長時間労働に関しては、令和2年7月1日が含まれる1ヵ月間の時間外・休日労働時間数が「45時間超80時間以下」の労働者がいた事業所の割合は16.3%（平成30年調査25.0%）、「80時間超」は2.5%（同7.0%）でした。これらの事業所のうち、面接指導の申し出があった長時間労働者に対する医師による面接を実施した事業所割合は、「45時間超80時間以下」の労働者がいた事業所は78.9%、「80時間超」が95.4%でした。

* 詳細はこちらからご確認いただけます。

「令和2年労働安全衛生調査（実態調査）の概況」（厚生労働省）2021年7月21日

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/r02-46-50_gaikyo.pdf